

平成 20 年 9 月 30 日

各 位

株式会社りそな銀行

簡易型遺産整理業務「相続手続安心パック」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 水田 廣行）は、10月1日（水）より簡易型遺産整理業務「相続手続安心パック」の取扱を開始いたします。

本商品は、対象案件の限定と提供するサービスの内容の絞り込みにより、手数料の低廉・定額化を実現いたしました。これにより、従来以上に幅広いお客さまに遺産整理業務のサービスをご利用いただくことが可能となります。

遺産整理業務は、ご遺族に代わって、主として不動産や金融資産等の名義変更等の相続手続を代行させていただくサービスです。

（本商品の特徴）

- 対象案件の限定：「法定相続人の人数が5名以下」、「対象財産が自宅と金融資産（金融機関5社以内かつ証券会社を含まない）」である案件に限定
- サービス内容：相続財産目録の作成は行わず、ご提供サービスを「戸籍の点検による相続確認」の絞り込み「遺産分割手続の実施」に絞り込み
- 手数料の低廉・定額化：定額 525,000 円 税込
（従来商品：財産比例手数料、最低手数料 1,050,000 円 税込）

（想定する平均的なご利用者像）

- 相続人：夫あるいは妻とお子さま2人
- 相続財産：自宅の土地・建物と預貯金（取引金融機関数は3社程度）
- その他：相続財産の調査を必要とせず、遺産分割の方法について合意が可能

（商品概要）

	簡易型（本商品）	通常型
対象	以下の条件すべてに合致する案件 ・法定相続人が5名以下で、財産目録の作成を要せず円滑に遺産分割協議が行なえること（執行型を除く） ・相続財産が自宅（私道負担は含む）と金融資産（株式を除く）のみであること ・被相続人の取引金融機関数が5社以内（証券会社は対象外とする）であること ・金融資産は当社のみではないこと	すべての相続案件
サービス内容	・戸籍の点検による相続人の確認 ・遺産分割手続の実施	・戸籍の点検による相続人の確認 ・貸金庫の開披 ・相続財産の調査と財産目録の作成 ・遺産分割手続の実施 ・納税資金計画の立案と納付代行
手数料	定額手数料 525,000 円 税込	財産額比例手数料 （最低手数料 1,050,000 円 税込）

以上